



大崎町告示第 52 号

大崎農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により告示し、整備計画の変更案及び変更する理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、本町の住民は、整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、大崎町に意見書を提出することができる。

また、整備計画の変更案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和7年5月15日の翌日から起算して15日以内にこれを町に申し出ることができる。

令和7年5月1日

大崎町長 東 靖 弘



1 縦覧期間

自 令和7年5月1日 (木)
至 令和7年5月15日 (木)

2 縦覧場所

大崎農用地利用計画の変更案の縦覧場所
大崎町役場農業振興センター

3 変更案の内容及び変更理由

変更する計画	変更の内容	変更の理由
農用地利用計画	次の土地を農用地から除外する。	
	・大崎町菱田字大久保3003番2 他1筆 (地目：畑 549㎡)	一般住宅 (農振法第13条第2項に定める要件を満たしているため。)



掲示期限 令和7年5月30日
取扱者 農林振興課 農政係 担当 高辻



- 4 (1) 提出先
大崎町役場 農業振興センター
- (2) 提出期限
令和7年5月15日 (木)
- (3) 提出方法
直接持参，郵便，ファックス，電子メールにより提出すること。
但し，電話での意見は受け付けない。
- (4) 提出者
意見書を提出できる者は，本町の区域内に住所を有する者であり，本町内に事務所を有する法人も含まれる。
- (5) 記載上の注意点
①個人の場合にあつては住所，氏名及び職業を，法人の場合にあつては法人名，代表者名及び事務所の所在地を必ず記載すること。
②意見の内容は，整備計画の変更案に対するものに限ること。
- (6) 意見書の取扱い
意見書に対しては個別の回答は行わず，次の事項の全てに該当することが確認された意見書について，その要旨及び処理結果を整備計画を変更した旨の告示と併せて告示する。
① 意見を提出した者が町の住民であること。
② 意見の提出が整備計画の変更案の縦覧期間内に行われていること。
③ 提出された意見の対象が整備計画の変更案に係るものであること。